

相続に関する Q & A

Q. 相続発生後、すぐにやらなければならないことは何ですか?

相続開始から3ヶ月以内にやるべきことは、主に下記5項目です。

①死後7日以内に、市区町村へ死亡届の提出(死亡診断書を添付)

⑤相続に関する手続き

④金融機関への連絡、生命保険会社への連絡等

②葬儀の実施、葬儀費用関係書類の整理と保管

③社会保険、国民健康保険等の手続き

※相続に手続きに関しては、様々なケースがあります。

Q. 弁護士の先生に、相続の手続きをお願いすると、高い費用が請求されませんか?

A. 当センターでは、一連の相続手続きにあたって、全てを解決するパックサービスをご用意しております。必要となる手続きが集約されているため、余分な費用が発生することがありません。

是非、他事務所の内容及び料金 (お見積り) と当センターでの内容及び料金 (お見積り) を比較・検討してみて下さい。 ※料金についての詳細は、当センターのホームページをご覧頂くか、お電話にてお問合せ下さい。

Q. 亡くなった父に借金があった場合、債務を引き継ぐのでしょうか?

A. 原則はプラスの財産もマイナスの財産も相続人が全て引き継ぐことになりますが、「限定承認」または「相続放棄」の手続きをとることによって、これを免れることが可能です。

Q. 相続放棄はいつまでにしなければならないのですか?

A. 民法上、自己のために相続の開始があったことを知ったときから3カ月以内に承認あるいは放棄をしなければならないとされています。【民法915条】

注意しなければならないのは、単に被相続人の死亡を知ったときから3カ月以内という意味ではないことです。一般に、借金等を家族に内緒にしていることは珍しくなく、死後しばらくしてから発覚するということはよくあることです。また、事情によりこの3カ月という期間は延長されることがありますので、判断に迷う場合は一度ご相談下さい。



弁護士・司法書士が対応するから安心

栃木小山相続解決センタ-

〒323-0031 栃木県小山市八幡町1-1-5 オフィス 115-202 号室

<運営> 鹿村法律事務所 鹿村 庸平(栃木県弁護士会所属) 渡辺司法書士事務所 渡辺 和彦(栃木県司法書士会所属)

TEL: 0285-20-3323 FAX: 0285-20-3324

URL: http://www.souzoku-solution.com/ E-mail: admin@souzoku-solution.com

栃木小山相続解決センター







失敗しない 相 続 手続き

名義変更から紛争解決までワンストップ対応



ごあいさつ

栃木小山相続解決センターは、弁護士と司法書士が在籍する相続問題解決のスペシャリストです。

相続は突然やってくることがほとんどで、期限のある手続きがあることから、悲しみに暮れてばかりいることはできません。いったい何をすればよいのか、書籍やインターネットで調査し、自力で進めていくことは、なかなか困難な作業です。また、相続人の間で、複雑な関係になり、なかなかスムーズに解決しないケースも少なくはありません。

当センターでは、お客様に寄り添い、一つ一つ説明し、面倒な手続きを代行する他、相続人の間で紛争が発生して しまった場合においても調停プラン等で対応し、あらやる相続問題や手続きをワンストップで解決することが可能です。 相続手続きが不安な方、お悩みの方、お忙しい方、まずはお気軽に当センターにご相談下さい。

弁護士 鹿村 庸平

司法書士 渡辺 和彦

"=500件以上の相談実績で 地域満足度 No.1

- Ⅰ 相続の専門家 弁護士 と 司法書士 が運営しているから安心!
- 2 税理士・社会保険労務士等の連携により解決までワンストップ!
- 3 不動産に関する豊富なノウハウと実績!
- 4 相続手続きの明瞭会計システムをご提供!
- 5 相続人の間の争いも一貫して解決!



相続業務に関する法律相談を行える法律家は、「弁護士」と「司法書士」のみ



行政書士? NPO法人?



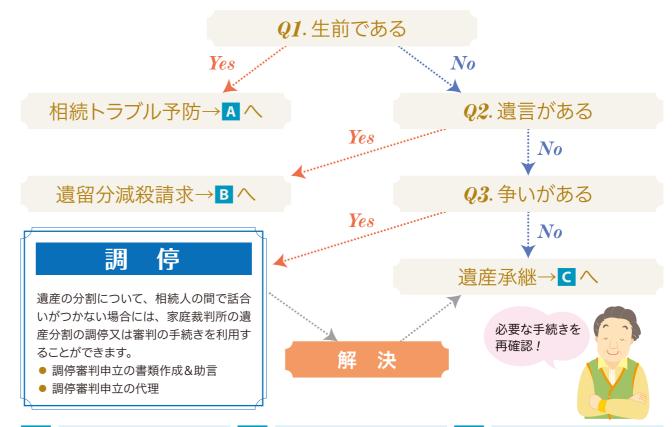
相続の専門家って、 弁護士と司法書士 だったのね。

相続は、不動産の分配を巡っての争いや名義変 更を伴うことが多くなりますが、家庭裁判所での 調停・審判を行えるのは弁護士のみであり、相続 登記に関しては司法書士のみとなります。さらに、 司法書士は通常の業務上、不動産取引を通じた豊 富な経験と人脈を有しており、遺産の多くを占める 不動産の調査、遺産の分配についての最適な処理 方法等をご提案することが可能なのです。

各士業の取り扱える項目	弁護士	司法書士	行政書士
相続人・相続財産等の調査	0	0	0
遺産分割協議書等の作成	0	0	0
不動産登記	0	0	×
代理人としての交渉	0	(140万円以下の請求)	×
調停・審判の代理	0	×	×
財産等の差押の手続代理	0	×	×

相続手続きのフロー

相続の手続きは、各相続人の置かれている立場や環境によって異なります。整理がついていない方や混乱してしまっている方は、必要な手続きを再確認することをお勧め致します。



A 相続トラブル予防

まだ相続は発生していないが、遺産 をめぐる相続トラブルが生じないよ う、生前にしっかりと対策をする必 要があります。

- 遺言書作成
- 任意後見契約
- 成年後見申立 etc

B 遺留分減殺請求

遺産 遺言等によって、遺産が他の相続人いよ または第三者に渡ってしまった場る必 合、遺留分の権利を主張できる場合があります。

- 遺留分減殺請求の通知
- 遺留分減殺請求の代理 etc

C 遺産承継

遺産分割協議書、財産目録、相続 関係図から預貯金等の遺産名義変 更までの手続きです。

- 不動産の登記
- 預貯金の払い戻し、解約、名義変更
- 株式の名義変更
- 生命保険の受取り etc

お客様の声

栃木小山相続解決センターに相続手続きや相続問題の解決を依頼された方より、 たくさんの感謝のお手紙やご感想を頂きました。

同居していた母が急に亡くなり、母名義の自宅や預金等を相続することになりましたが、書類や手続きが多く困っていました。ホームページを拝見し、ご相談したところ、とても誠実に対応していただき、感謝しております。 (小山市Aさん)

どこに依頼すればよいのか分からず、まずは気軽に相談できるところがいいと思ってましたので、弁護士さんや司法書士さんが在籍している貴社を選択しました。丁寧な説明を頂き、おかげ様で、無事完了することができました。(字都宮市Sさん)

遺産の問題で兄弟の関係がとても複雑になっていましたが、的確なアドバイスと弁護士の先生に間に入って頂き、その後は円満に解決致しました。当人同士ではとても解決できる状況ではなかっただけに、大変感謝しております。 (足利市 I さん)